

中学部 道徳教育全体計画

青森県立八戸聾学校中学部

学校の教育目標

個々の障がいの状況と心身の発達に応じた教育活動を通して、基礎的・基本的な内容の確実な習得を図るとともに、人間性豊かにたくましく生きる幼児児童生徒を育てる。

くめざす子どもの姿>

- 意欲的で主体性のある子
- 豊かな情操をもち、協調性のある子
- 健康で、たくましく生きる子
- 豊かにコミュニケーションできる子

道徳教育の目標

- ・自ら考え、判断し、責任ある行動をとる生徒を育てる。
- ・相手の立場を思いやり、広い心で人に接する生徒を育てる。
- ・主体性をもって集団や社会に貢献しようとする生徒を育てる。
- ・自然を敬い、命を大切に生徒を育てる。

各学年の指導の重点

【1学年】

- ・望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。
- ・思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深める。
- ・教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実をめぐる。
- ・自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努める。

【2学年】

- ・自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。
- ・礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。
- ・勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。
- ・美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。

【3学年】

- ・より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気をもち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。
- ・自分の考えや意見を相手に伝えるとき、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていく。
- ・優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努める。
- ・人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見出す。

道徳科における指導の方針

各教科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間等との関連を密にしながら、教育活動全体を通じて、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるようにする。また、生徒の心身の障害に基づく種々の困難を克服して強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに健全な人生観の育成を図る。

生徒の実態

- ・素直で、互いに協力してやり遂げようとする生徒が多い。
- ・集団での活動の機会が少ないため、多面的・多角的に考えを深めることが難しい。
- ・生活経験が少ないため、判断力や実践力が弱い面がある。

保護者や教職員の願い

- ・自分の夢に向かって努力する生徒になってほしい。
- ・社会や地域とかかわりをもち、社会に貢献できる生徒になってほしい。

地域の人々の願い

- ・地域を愛し、地域の活動に積極的に参加する生徒になってほしい。

特別活動における道徳教育

学級活動	・学級の諸活動を通して、それぞれの個性や立場を尊重し思いやる心を育む。 ・役割と責任を自覚し、自主的に考えて行動し生活の向上に努める。
生徒会活動	・学校生活を自らの手で改善し、より明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、全員で協力する実践的態度を養う。
学校行事	・集団の一員としての自覚をもち、学校生活の充実に努めようとする態度を育てる。

自立活動

- ・協力しながら活動することによって、他を思いやる心を育む。
- ・言語力の受容・表出能力及び形成能力の向上を図り、社会性を養う。

生徒指導

- ・人権尊重の精神のもと、自他の生命を大切にし、節度ある生活態度を育てる。
- ・社会性を育て、規範意識をもった生徒を育てる。

道徳教育の推進体制

- 校長の方針の下に道徳教育推進教師を中心とした全教師による指導を行う。
- ・道徳教育全体計画の作成
- ・各学級における年間指導計画の作成
- ・道徳教育推進教師による情報の収集並びに周知

他校種との連携

- ・八戸盲学校との合同の活動
- ・地域の中学校との交流及び共同学習
- ・居住地での交流及び共同学習

家庭・寄宿舎・地域との連携

- ・生徒の状況をもとに話し合いの場を多く設けて連携、協力を密にし、よりよく生きようとする生徒を援助する。
- ・様々な活動を通して、交流を深め、相互理解を図るとともに、地域の文化の理解と発展に努めようとする意欲を育てる。

- ・日本国憲法 ・教育基本法
- ・学校教育法 ・学習指導要領
- ・青森県教育委員会の教育目標

各教科における道徳教育

国語	・豊かな言語感覚を養い国語を愛する心を育てる。
社会	・国土、歴史の理解を深め公民的資質の基礎を養う。
数学	・数理的考察能力を高め、進んで生活に生かす。
理科	・自然への理解を深め科学的な見方、考え方を養う。
音楽	・表現・鑑賞の活動を通して音楽性豊かな情操を養う。
美術	・表現・鑑賞の活動を通して美的心情や情操を養う。
保健体育	・運動に親しみ体力を高め健康で豊かな生活を営む。
技術・家庭	・生活を工夫し創造しようとする、実践的態度を養う。
職業・家庭	・職業について関心をもち、将来の職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるようにする。 ・家庭の中の自分の役割に気づき、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
外国語	・言語や文化に関心をもち、国際理解の基礎を養う。

総合的な学習の時間

- ・自ら課題を見付け、様々な体験活動を通して主体的に判断し、問題解決できる能力を育む。
- ・探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。